

就学援助実施状況等調査結果

◆ 平成27年度要保護及び準要保護児童生徒数，平成28年度準要保護認定基準の運用等

平成28年11月に各都道府県教育委員会を通じ，市町村教育委員会に対して，調査を実施。

◆ 平成29年度準要保護認定基準の運用等（新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況）

平成29年7月に各都道府県教育委員会を通じ，市町村教育委員会に対して，調査を実施。

文部科学省初等中等教育局財務課
（平成29年12月）

調査結果概要

- 平成27年度要保護及び準要保護児童生徒数(以下「就学援助対象人数」という。)は、1,466,134人(対前年度▲29,351人)となっており、4年連続で減少。
- 平成27年度就学援助率(要保護及び準要保護)は、15.23%(対前年度▲0.16ポイント)で3年連続で減少。調査を開始した平成7年度と比較して、その割合は依然として7人に1人程度で高止まりの傾向にある。
[H7]6.10% → [H24]15.64% → [H25]15.42% → [H26]15.39% → [H27]15.23%(対前年度▲0.16ポイント減少)
※ 就学援助対象人数の主な減少要因として、「児童生徒数全体の減少」に加え「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。
- 子供の貧困対策に関する大綱に掲げられる「子供の貧困に関する指標(就学援助制度の周知方法)」については、平成28年度に、学校で就学援助制度の書類を配付した市町村数及びその割合は平成27年度と比べて増加しており、就学援助制度の周知の一定の充実が図られている。
 - ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合
1330/1767自治体 75.3%(対前年度 +4.8ポイント)
 - ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合
1292/1767自治体 73.1%(対前年度 +3.5ポイント)
- 平成29年度より、「新入学児童生徒学用品費等」を入学前に支給した場合、要保護児童生徒援助費補助金の対象となるよう補助要綱を改正。これを受けて各市町村での入学前支給の実施・検討状況を調査。
 - ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(平成29年度に実施又は実施予定の割合)
小学校 40.6% 中学校 49.1%

今後の対応方針

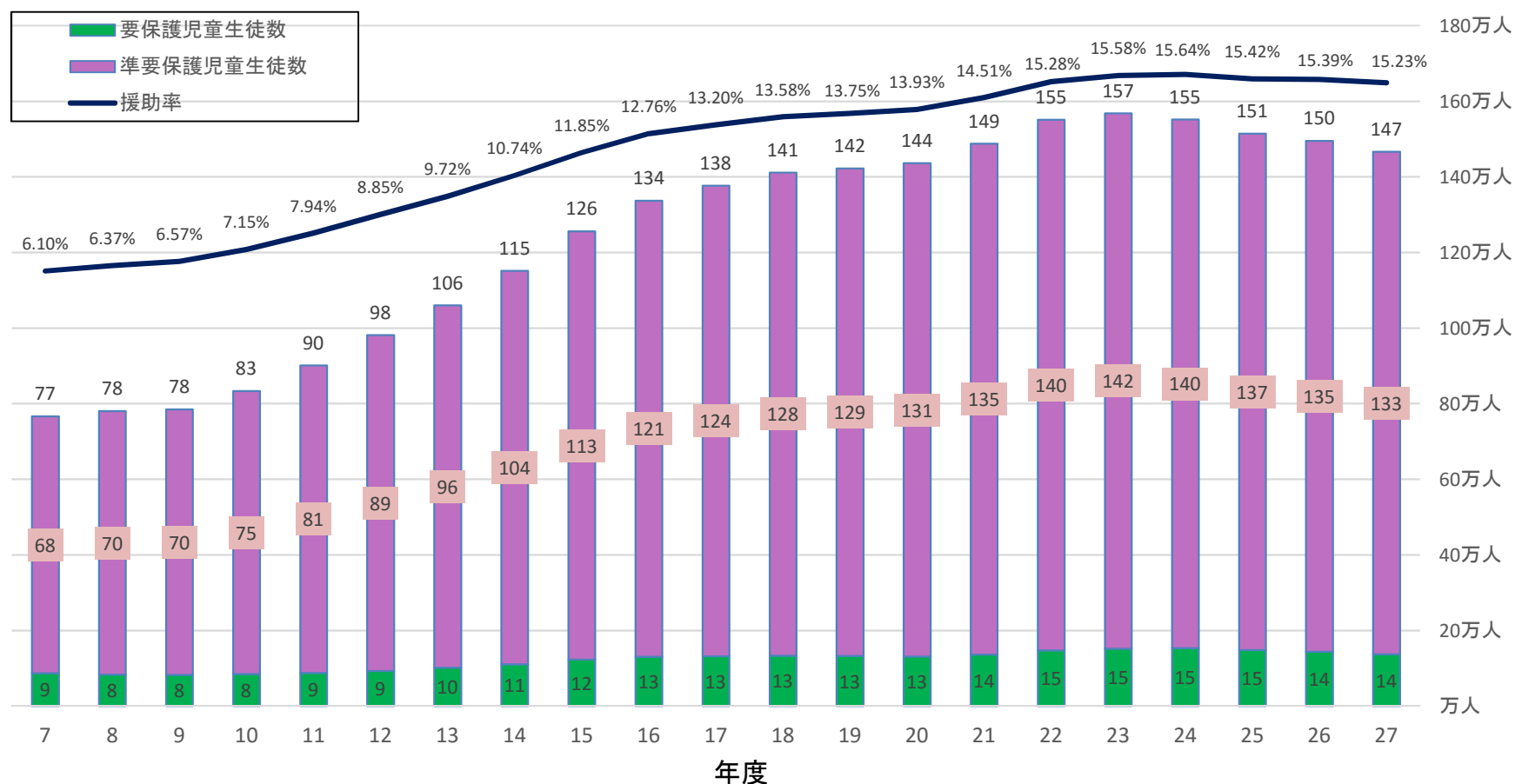
- 大綱を踏まえ、今回調査した市町村毎の就学援助制度(制度の周知方法、準要保護の認定基準)等の一覧を整理・公表。
- また、調査結果については、各都道府県・市町村教育委員会に対して、本資料の活用を通じて、子供の貧困対策の一つとして、援助の必要な児童生徒の保護者に対し漏れなく就学援助が実施されるよう、就学援助制度の周知の充実を促す。
- 要保護児童生徒援助費補助金の平成29年度予算において、小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品費である「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の引き上げを行った。多くの市町村が国の補助金の予算単価に準じて、準要保護の単価設定を行っていることを踏まえ、今後、各市町村で準要保護の単価が充実されることが期待される。

要保護及び準要保護児童生徒数の推移（H7～27）

○平成27年度要保護及び準要保護児童生徒数(就学援助対象人数)は、1,466,134人(対前年度▲29,351人)で4年連続減少。

○平成27年度就学援助率は、15.23%(対前年度▲0.16ポイント)で3年連続減少。

○就学援助対象人数の主な減少要因として、「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。



※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

(文部科学省調べ)

平成28年度就学援助制度の周知方法 (子供の貧困に関する指標)

○就学援助制度の周知について、前年度に比べてほとんどの項目でその割合が増加している。

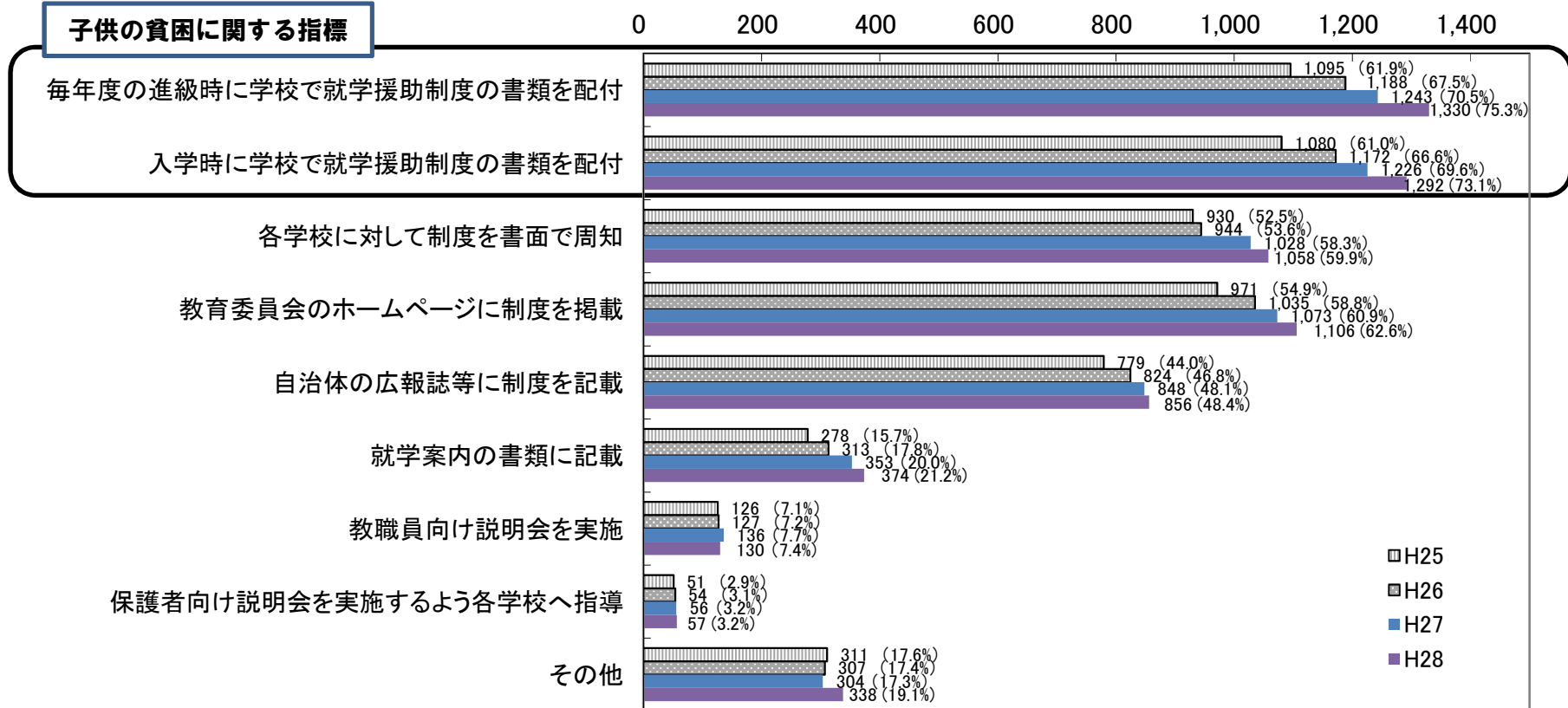
○毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合

1,330/1,767市町村 75.3%(対前年度 +4.8ポイント)

○入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合

1,292/1,767市町村 73.1%(対前年度 +3.5ポイント)

子供の貧困に関する指標



※複数回答。

※「その他」としては、「入学説明会開催時に就学援助制度の書類を配付」や「民生委員に対して周知」する例などがある。

※回答市町村数 (H25:1770, H26:1760, H27:1762, H28:1767)

平成28年度就学援助制度 (準要保護認定基準の概要)

- 市町村が実施する準要保護就学援助では、多くの市町村で複数の認定基準を設定している。
- 認定基準の主なもののうち、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」は全体の72.9%が設定している。
- 「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」では、生活保護基準の1.2倍～1.3倍以下の割合が最も多い。

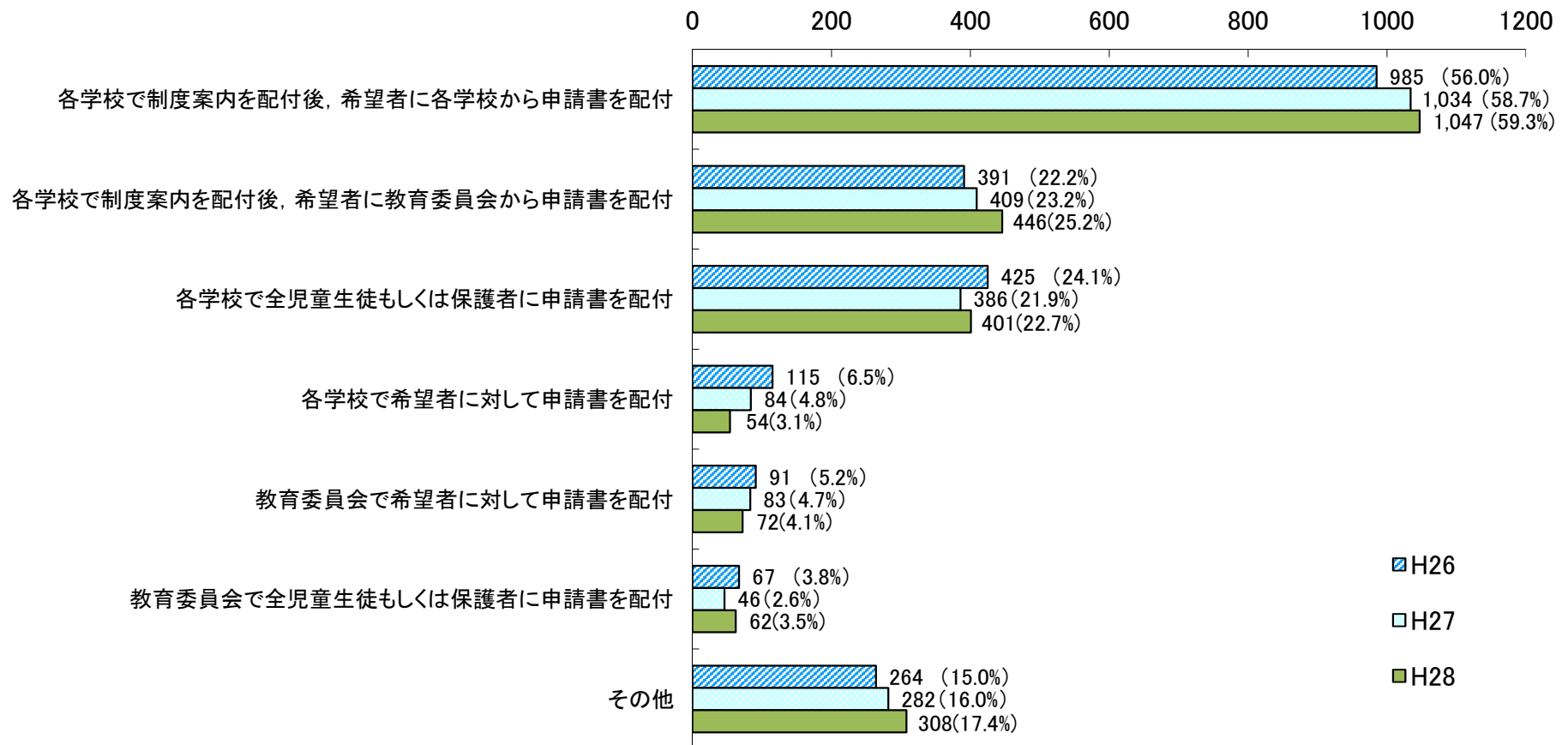
認定基準の主なもの	H28自治体数 (複数回答)	H27自治体数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,314 (74.4%)	1,329 (75.4%)
生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	1,288 (72.9%)	1,260 (71.5%)
児童扶養手当の支給	1,288 (72.9%)	1,294 (73.4%)
市町村民税の非課税	1,274 (72.1%)	1,291 (73.3%)
市町村民税の減免	1,097 (62.1%)	1,116 (63.3%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,068 (60.4%)	1,085 (61.6%)
国民年金保険料の免除	1,063 (60.2%)	1,078 (61.2%)

自治体における 基準の倍率	H28自治体数	H27自治体数
～ 1.1倍以下	195 (11.0%)	206 (11.7%)
～ 1.2倍以下	227 (12.8%)	225 (12.8%)
～ 1.3倍以下	653 (37.0%)	626 (35.5%)
～ 1.4倍以下	31 (1.8%)	26 (1.5%)
～ 1.5倍以下	166 (9.4%)	161 (9.1%)
1.5倍超	12 (0.7%)	11 (0.6%)
その他	4 (0.2%)	5 (0.3%)
計	1,288 (72.9%)	1,260 (71.5%)

※パーセンテージは、回答市町村数(H27:1,762, H28:1,767)に対する割合である。
 ※その他は、複数の基準を併用している場合などがある。

平成28年度就学援助制度 (申請書の配付方法)

○各学校で就学援助の制度案内を配布後、希望者に申請書を学校で配布している割合が約60%と最も高く、年々増加している。



※複数回答。

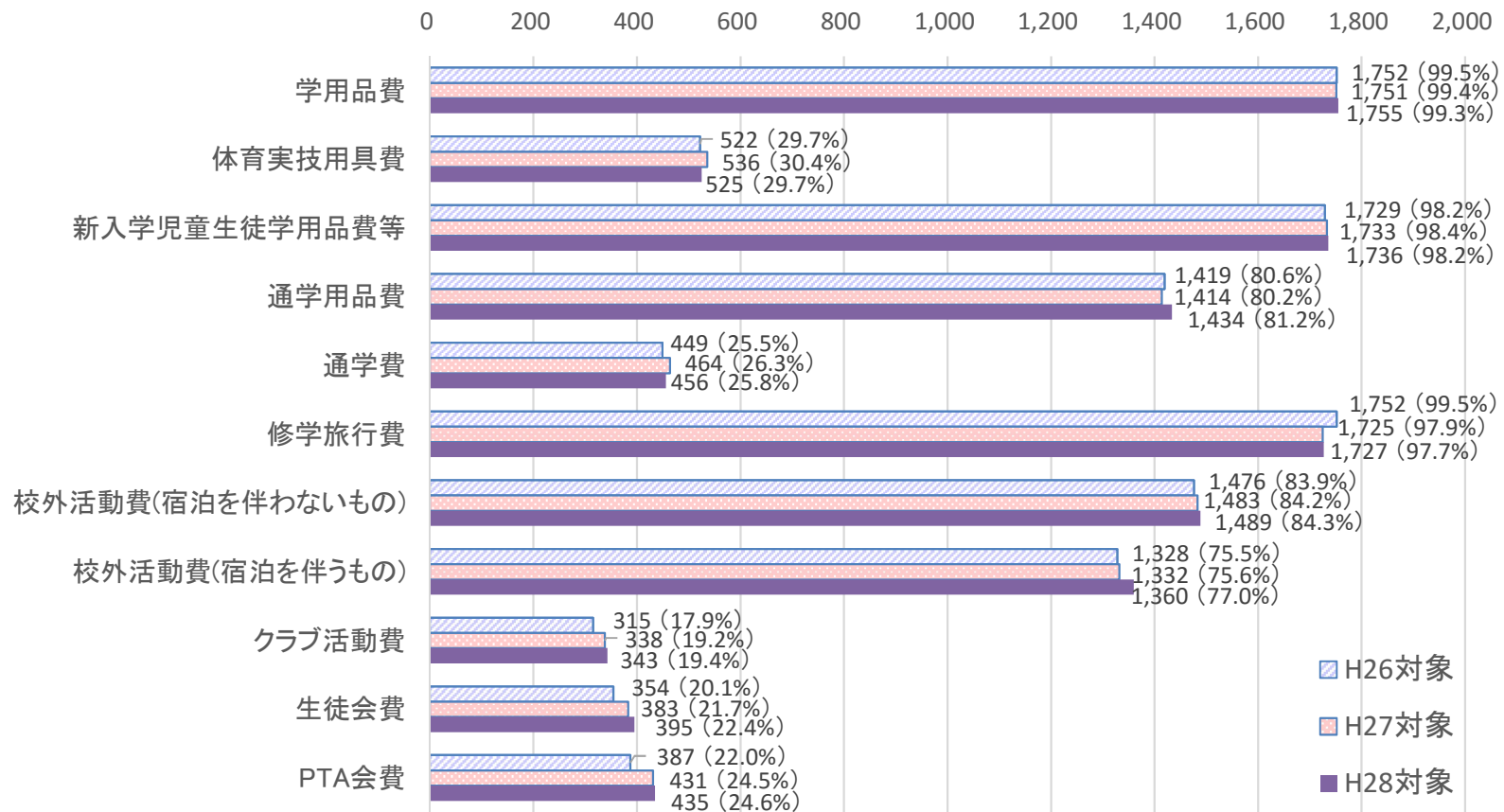
※「その他」としては、「前年度認定者に対し申請書を郵送」、「民生委員を通じて申請書を配布」などがある。

※回答市町村数 (H26:1760, H27:1762, H28:1767)

平成28年度就学援助制度 (準要保護の就学援助費目の状況)

○学用品費, 新入学児童生徒学用品費等, 修学旅行費については, ほとんどの市町村(97%以上)が支給費目に設定している。

○平成22年度より要保護児童生徒援助費補助金の対象費目に追加されたクラブ活動費, 生徒会費, PTA会費については, 年々設定率が増加している。



※回答市町村数 (H26:1760, H27:1762, H28:1767)

※学校保健安全法, 学校給食法に基づき実施している医療費, 学校給食費は除く。

※「体育実技用具費」, 「通学用品費」, 「校外活動費」については, 「学用品費」や「新入学児童生徒学用品費等」に含めた形で支給している市町村もある。

※「通学費」, 「修学旅行費」については, 対象者がいない場合には計上していない市町村もある。

平成28年度就学援助制度 (準要保護の援助単価, 就学援助の認定時期)

【国の補助金単価と市町村の単価の比較】

○学用品費, 新入学児童生徒学用品費等, 通学用品費では, 支給費目として設定している市町村の80%以上が, 要保護児童生徒費補助金の予算単価と同額以上の単価を設定している。

小学校

	学用品費	体育実技用具費	新入学児童生徒学用品費等	通学用品費	通学費	修学旅行費	校外活動費(宿泊を伴わないもの)	校外活動費(宿泊を伴うもの)	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費
H28要保護補助金予算単価	11,420	スキー 26,020 スケート 11,590	20,470	2,230	39,290	21,490	1,570	3,620	2,710	4,570	3,380
市町村単価平均	11,737	23,229	20,307	2,280	33,795	20,109	1,594	3,701	2,521	3,952	3,142
予算単価と同額以上の市町村数	1,456	214	1,403	1,134	48	404	1,088	630	147	161	264

中学校

	学用品費	体育実技用具費	新入学児童生徒学用品費等	通学用品費	通学費	修学旅行費	校外活動費(宿泊を伴わないもの)	校外活動費(宿泊を伴うもの)	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費
H28要保護補助金予算単価	22,320	スキー 37,340 スケート 11,590 柔道 7,510 剣道 51,940	23,550	2,230	79,410	57,590	2,270	6,100	29,600	5,450	4,190
市町村単価平均	22,479	23,969	23,436	2,231	59,225	54,232	2,321	6,229	22,854	4,057	3,945
予算単価と同額以上の市町村数	1,445	306	1,405	1,131	49	407	785	615	203	221	256

※ 回答市町村数(H28:1767)

※ 市町村単価平均は, 市町村が設定する「上限額」及び「一定の金額」の平均額であり, 支給額とは異なる。

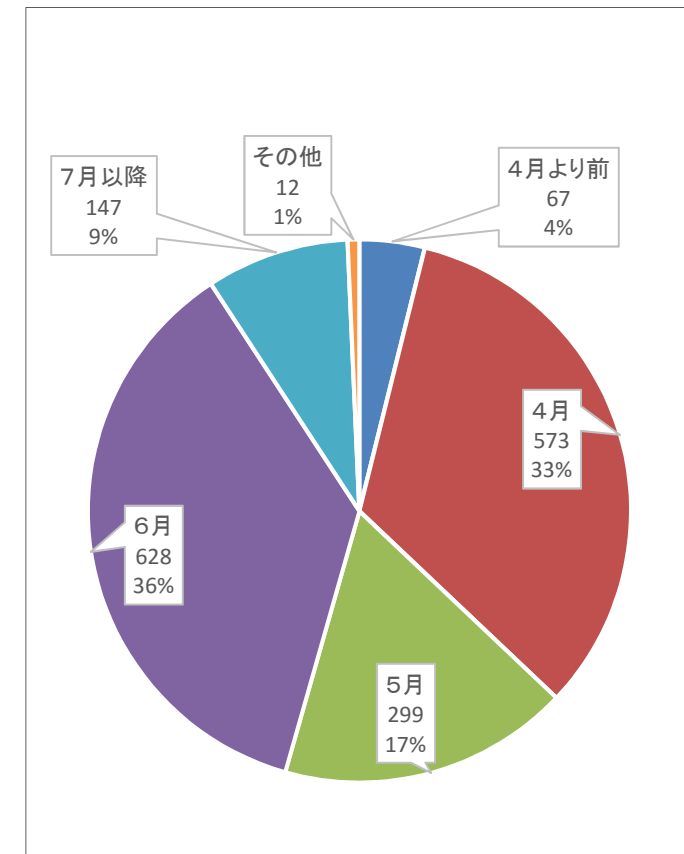
※ 補助金額と同額の市町村数は, 「上限額」及び「一定の金額」として回答した自治体の合計数。

※ 学校保健安全法, 学校給食法に基づき実施している医療費, 学校給食費は除く。

【就学援助制度の認定時期】

○全体の90%の市町村が, 6月までに認定している。

○そのうち, 4%の市町村は, 前年度のうちに認定している。



※回答市町村数(H28:1767)

※当該年度の当初の認定時期を選択。

平成28年度就学援助制度 (準要保護の認定基準等の変更状況)

○準要保護の認定基準を変更している市町村のうち約81%が援助額の引き上げまたは設定要件の緩和等を実施した。主な要因としては、平成28年度の要保護児童生徒援助費補助金の「修学旅行費」の予算単価の改定(小中学校とも300円増)が考えられる。

変更内容	1. 引き上げ	2. 引き上げ、 援助費増	3. 援助費増	小計 (引き上げ、援助 単費増)	4. 引き下げ	5. 引き下げ、 援助費減	6. 援助費減	小計 (引き下げ、援助 単費減)	7. 引き上げ、 引き下げ	8. 生活扶助基 準の見直しに 伴う運用変更	9. 生活扶助基 準の見直し以外 の事業による運 用変更	計
変更理由												
財政上	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
市町村合併	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平性、適正化	8	3	3	14	4	1	0	5	0	0	6	25
他市町村との比較	20	5	12	37	1	0	1	2	1	1	5	46
基準の明確化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	11
他制度等の変更	7	3	3	13	2	0	0	2	2	0	0	17
他制度に連動した変更	4	1	3	8	7	0	0	7	5	6	3	29
他制度との比較等	1	1	4	6	1	0	1	2	1	1	1	11
補助金単価変更	2	4	365	371	0	0	2	2	2	1	1	377
生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応	11	1	4	16	1	0	0	1	1	38	3	59
その他(※)	4	7	58	69	1	0	4	5	2	1	5	82
計	59	26	452	537	17	1	8	26	14	49	34	660
総件数(660件)に占める割合	8.94%	3.94%	68.48%	81.36%	2.58%	0.15%	1.21%	3.94%	2.12%	7.42%	5.15%	100.00%

〔凡例〕

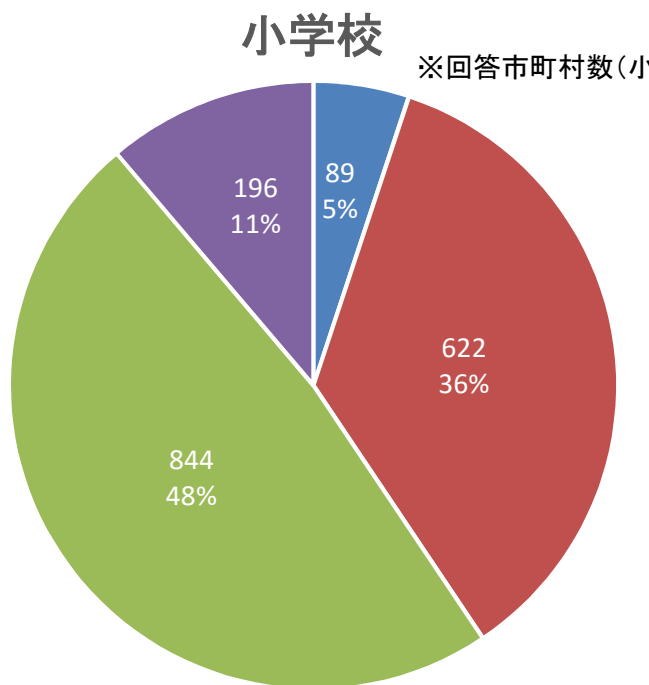
- 1. 引き上げ : 所得基準限度額(率)が引き上げられ、又は、認定要件(対象者)が緩和されたもの
- 2. 引き上げ、援助費増 : 1に加えて援助費が増額となったもの
- 3. 援助費増 : 認定基準の変更はないが援助費が増となったもの
- 4. 引き下げ : 所得基準限度額(率)が引き下げられ、又は、認定要件(対象者)が縮小されたもの
- 5. 引き下げ、援助費減 : 4に加えて援助費が減額となったもの
- 6. 援助費減 : 認定基準の変更はないが援助費が減額となったもの
- 7. 引き上げ・引き下げ : 一部が基準引き下げや援助費の減額、一部が基準引き上げや援助費増額となったもの
- 8. 生活扶助基準の見直しに伴う運用の変更 : 所得基準限度額(率)又は認定要件(対象者)などの基準そのものは変更していないが、認定に際し、基準額を生活扶助基準の見直し以前のものに設定するなど基準の取扱や解釈を変えるなどの運用を変更したもの
- 9. 生活扶助基準の見直し以外の事業による運用変更 : 所得基準限度額(率)又は認定要件(対象者)などの基準そのものは変更していないが、認定に際し、基準の取扱を変えるなどの何らかの運用を変更したもの

- 財政上.....当該市町村の財政状況によるもの
- 市町村合併.....市町村合併(計画を含む)によるもの
- 公平性、適正化.....受給世帯と非受給世帯の比較や市の行政評価委員会の指摘(経済的理由により就学困難な児童生徒以外も含まれている)等によるもの
- 他市町村との比較.....近隣市町村の認定基準との比較によるもの
- 基準の明確化.....所得基準限度額の明確化・明文化等によるもの
- 他制度等の変更.....生活保護基準額の変更や物価上昇率に伴い、所得基準限度額(率)を改定したもの(他制度に連動した変更は除く)
- 他制度に連動した変更.....基準そのものは変更していないが、生活保護基準の見直しや税制改正など公的制度的変更等に連動して、所得基準限度額が変更となったもの
- 他制度との比較等.....生活保護、児童扶養手当など他の福祉制度等との比較によるもの
- 補助金単価変更.....要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に合わせて単価を変更したもの
- 生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応.....生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を行うため運用を変更したもの
- その他.....予算の範囲内での執行から所要額への変更や、実情の補助単価など支給単価の見直し(増減)などによるもの

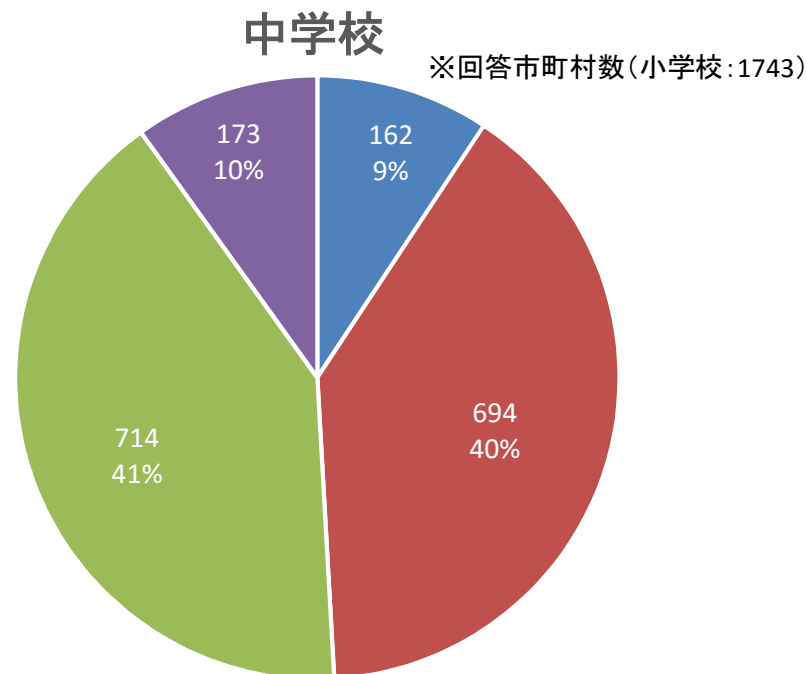
平成29年度就学援助制度 (新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況)

○平成29年度に小学校での入学前支給を実施, または実施予定の市町村の割合
711/1,751市町村 40.6%

○平成29年度に中学校での入学前支給を実施, または実施予定の市町村の割合
856/1,743市町村 49.1%



- 平成28年度以前から入学前支給をしている
- 平成29年度(平成30年度新入学分)より入学前支給予定
- 平成29年度の入学前支給は検討していない
- その他



- 平成28年度以前から入学前支給をしている
- 平成29年度(平成30年度新入学分)より入学前支給予定
- 平成29年度の入学前支給は検討していない
- その他

※「その他」は「未定」「近隣自治体の状況を見て判断」等と回答。